

日本学生支援機構・大学院第一種奨学金

修士課程進学予定者の特に優れた業績による返還免除内定制度について

1. 制度の概要

- 修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程」という。）への進学予定者に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。詳しくは、日本学生支援機構ウェブサイトを参照してください。
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html>)
- 免除内定者の決定までは、以下のように行います。
申請者が申請書類作成・大学に提出 → スカラネットで申込 → 研究科で選考 → 全学で選考 → 大学より日本学生支援機構に推薦 → 日本学生支援機構において審査 → 免除内定者決定

2. 申請できる者

- 令和7年度に修士課程への進学を希望し、日本学生支援機構大学院第一種奨学金の貸与を利用予定の方で、以下の①～③のいずれも満たす者が対象です。
- 大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む）を利用していること（※1）又は住民税非課税世帯であること（※2）。
（※1）本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅳのいずれか）であるが資産額のみ基準外で停止となっている者は対象となります。
（※2）学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）により、全員の住民税所得割額が非課税であることを確認できること。
 - 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。対象の研究科については、学生課へお問い合わせください。
 - 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動することができる者と認められる者。

3. 大学における選考・評価方法

- 大学院入試の成績やこれに代わる大学学部の成績等をもとに、文部科学省令で定める各業績について十分な成果を挙げる見込みがある者を対象として、本学で定めた基準に照らして総合的に評価・選考します。
- 本学では、まずは各研究科において選考を行い、各研究科から選出された者について全学選考を行います。全学選考では、返還免除候補者審査会（申請者による研究業績等の発表）を行います。審査会は、令和7年3月13日（木）に行いますので、各研究科から選出された方は、必ず出席してください。なお、各研究科での選考結果は、申請した全員へ3月上旬頃に学務情報システム又はメールにより連絡します。

4. スケジュール

- 申請書等提出期限 令和7年1月20日（月）午後5時15分（郵送の場合は必着）
- スカラネット入力期限 令和7年1月20日（月）午後11時00分
- 返還免除候補者審査会 令和7年3月13日（木）
- 日本学生支援機構選考結果通知 令和7年7月下旬

5. 申請方法等

- 申請書類の提出期限：令和7年1月20日（月）午後5時15分** ※郵送の場合は必着
※提出期限後の資料の差し替え・追加は、原則認めません。
※書類に不備があった場合に連絡しますので、提出書類のコピーを取ってから提出してください。
※早めに準備して、時間的余裕を持って提出してください。
※期限内に書類を提出しても、期限内にスカラネットへの入力がなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。
- 提出場所：**学生課学生支援係（滝子キャンパス 3号館1階）
※学生課の場所や対応時間は【問い合わせ先】で確認してください。
※郵送での提出も受け付けます。必ず簡易書留やレターパック等の配達記録の残る方法で郵送してください。

- 申請書類** 以下①～⑥を提出してください。

※①～③の様式は本学ウェブサイトからダウンロードしてください。
名古屋市立大学トップ>教育・学生生活>学費・奨学金等>日本学生支援機構奨学金
(<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/jasso/index.html>)

- 令和7年度修士課程進学予定者の特に優れた業績による返還免除内定候補者申請書1(学校指定様式1)**
- 令和7年度修士課程進学予定者の特に優れた業績による返還免除内定候補者申請書2(学校指定様式2)**
 - 手書き、入力での作成は問いません。枠のサイズは変更しないでください。
- スカラネット入力下書き用紙**
 - 記入した状態で提出してください（裏面の「大学院進学の目的と研究計画」の欄は空欄で構いません）。
 - 内容確認後、本人へ返却します。
- 奨学金利用状況が分かる書類又は非課税であることを確認できる書類 ※状況による**
 - 【日本学生支援機構給付奨学金（高等教育修学支援制度）を利用中の者】
スカラネット・パーソナルから、奨学生番号及び現在の支援区分・振込状態がわかる箇所を印刷したもの
 - 【日本学生支援機構給付奨学金（旧給付奨学金）を利用中の者】
スカラネット・パーソナルから、奨学生番号及び現在の振込状態がわかる箇所を印刷したもの
 - 【日本学生支援機構給付奨学金を利用していない者】
 - 本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の課税所得証明書又は非課税証明書
 - 取得可能な最新年度のもので、住民税所得割額が記載された証明書
 - 生計維持者がどなたになるか不明な場合は、早めに学生課学生支援係へご相談ください
- 成績証明書**
 - 学部時の成績証明書を提出してください。
 - 3か月以内に発行したもの。
- 合格通知書の写し**
 - 申請時点で合格発表がまだの方は、受験票の写しを提出してください。
 - 申請後に合格・不合格が判明する場合は、合格発表から3日以内に、学生課学生支援係へ結果を報告してください。3日以内に報告がない場合や連絡が取れない場合は、申請を辞退したものとみなします。

6. その他注意事項など

- 申請時点で進学先が決まっていない場合、複数の大学院、研究科に申請することはできません。申請した大学院と別の大学院へ進学した場合は、内定者として決定していてもその効力は失われます。
- 本内定制度を利用するためには、第一種奨学金の申込みをする必要があります。予約採用で申し込んでいない方は、春の在学採用で申込みをしてください（秋入学の場合は、秋の在学採用で申し込んでください）。
- 申請後に入学を辞退した場合は、至急学生課学生支援係へ報告してください。
- 本内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された者であっても、第一種奨学金に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学金に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。
- 大学から日本学生支援機構に推薦されても、日本学生支援機構の審査の結果、返還免除内定者に認定されない場合がありますのでご了承ください。
- 本内定制度において、大学から推薦されなかった方も、貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」に申請できます。大学から日本学生支援機構に推薦されても、日本学生支援機構の審査の結果、返還免除内定者に認定されない場合がありますのでご了承ください。

<返還免除内定者に認定された場合>

- 内定者は、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に必ず申請してください。その際に再度、他の免除候補者と併せて選考され、総合的な評価で日本学生支援機構に推薦されます。返還免除額(全額免除又は半額免除)は、日本学生支援機構の審査により決まります。
- 当該課程において返還免除の内定を受けた後、奨学金の貸与終了後、貸与期間が終了する年度に返還免除候補者としての推薦を受けるまでの期間中に、「廃止」、「停止」又は「警告」に該当するとき、修業年限内で課程を修了(学位を取得)できなくなったとき、文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、十分な成果を挙げる見込みがなくなったと認められたとき、又は、貸与期間終了時における業績優秀者返還免除の申請をしなかったときは、返還免除の内定が取り消されます。

【問い合わせ先】学生課学生支援係（事務室は滝子キャンパス3号館1階にあります）
TEL：052-872-5042 窓口対応時間：平日8時45分～午後5時15分(土日祝日及び12月29日～1月3日はお休み)
E-MAIL：scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp 住所：〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1